

## 「日本語教育能力の判定に関する報告（案）」に対する 国民からの意見募集の結果について

「日本語教育能力の判定に関する報告（案）」に対する研修内容等について、国民の皆様にご意見の募集を行いました。主な意見は別紙のとおりです。頂いた御意見につきましては、報告の取りまとめの参考にさせていただくとともに、今後の施策の検討や推進の参考にさせていただきます。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただきます。

今回の御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

### 1. 国民からの意見募集の概要

- (1) 期間                      令和元年11月13日（水）～令和元年12月13日（金）
- (2) 告知方法                文化庁ホームページ，e-GOV 等
- (3) 意見受付方法        文化庁ホームページ，e-GOV 等に掲載

### 2. 意見の提出状況

- (1) 意見総数    : 1397件    (4163項目)
- (2) 意見者内訳 : 団体から計10件，個人から計1387件

#### <参考>内容ごとの意見の内訳

報告案 該当箇所	意見数
1. 資格制度創設の目的	422
2. 制度の枠組み	403
3. 資格取得要件1：試験	373
4. 資格取得要件2：教育実習	415
5. 資格取得要件3：学士	422
6. 経過措置	483
7. 更新講習の要件	337
8. 日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当か	460
9. その他（詳細な検討が必要な事項について）	404
10. その他	444

## 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）に関する 主な意見の概要

※本概要は、寄せられた意見に基づいて、事務局の責任において作成したものである。

### 1. 資格制度創設の目的

#### (1) 日本語教師の資格や養成に関する課題

- 課題を述べるよりも前に、日本語教師の資格創設が目指すところとなる日本語教育の理念や考え方を明示すべきではないか。日本社会の安定や日本の国際戦略、国際交流などの国益に資するため、日本語教育が重要であるとの認識に立つ必要があるのではないか。
- 日本語を母語としない人々が日本語コミュニケーションを修得する仕組みの質を高めるという目標を明確にした上で、今日的な学習環境を踏まえ、日本語教師の資格や養成の在り方を見直すことを謳っていただきたい。
- 議論の前提となる日本語教師の定義や、日本語教師の専門性に対する認識はまだまだ広がっていない。平成31年3月に国語分科会が取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」において整理された内容を今一度、今回の報告でも明記すべき。

#### (2) 日本語教師の質の確保

- 「公的な資格制度を設けることが最も効果的である」ことについては賛成。位置付けが変わることで、政府、国民の日本語教育のための意識が変わり、日本語教師に対する認知が高まるとともに職業地位の向上が期待できる。
- 賛成。公的な資格創設により日本語教師の社会的な位置付けが変わることで、国民の日本語教育に対する意識が変わり、認知度が上がり、職業地位が向上することが期待されるため。
- 質の確保だけで、課題が解決するとは思えない。日本語教育業界や職業として処遇を含めた魅力に欠けるために、優秀な人材を逃しているのではないか。国・業界団体が日本語教師の魅力向上に努めるべきである。
- 日本語教師の能力にばらつきがある原因は「日本語教育機関の告示基準」の教員要件のいずれかを満たせばよいとされてきたことが一因であろう。試験と教育実習と学士を要件とすれば一定の質は担保できる。
- 日本語教師の質の向上と地域日本語教室のボランティアに携わる人の負担の軽減がどのように関連するのかが分かりにくい。

### (3) 日本語教師の量の確保

- 女性やシニア層の取り込みについて異論はない。ただし、これは昨今の外国人増加による日本語教師という職業の認知度アップにより、大幅に解決が見込めるだろう。問題なのは、主となる層（生計を立てる為の職業としての日本語教師を目指す者）の取り込みであり、それには待遇面の改善が最も必要なことである。
- 日本語教師の量の確保は、要件の緩和で実現されるものではなく、公的資格とすることにより、社会的位置付けを明らかにし、職業としての魅力を広め、目指される職業として参加者を増やすことで実現すべきである。
- 日本語学習支援者の研修機会の充実について述べられている部分は大切であり、内容に賛成する。日本語教師の裾野を広げることにつながると期待される。
- 日本語教育に関する専門的な教育を受けても、日本語教師として活躍していない層は相当数存在する。量の確保のためには、人材の掘り起こしが必要である。

### (4) 日本語教育が必要な分野・層の拡大による日本語教師の多様性の確保

- 資格と安定した雇用とが結び付いていなければ量の確保に至ることはできないのではないだろうか。例えば、児童生徒への日本語教育が必要とされているものの、学校現場に専門家として日本語教師が関われる制度はない。各分野の雇用と結び付けられるよう、公的な資格としていくべきである。
- 日本語教師が学習者の多様性に対応する上で、教師として基礎となる資質・能力を身に付けた者が、初任・中堅といった段階別の研修あるいは児童生徒や就労者といった対象別の研修を受けることで、基礎力を有する日本語教師が一層の多様性を持てるようになると思う。

### (5) 日本語教師の資質・能力の証明

- 今回は養成修了段階を対象として日本語教師の資格を設けること自体に異論はない。日本語教育の対象者の多様化を踏まえ、今後、日本語教師の段階別・活動分野別の資格なども検討するのはどうか。
- 資格創設に賛成する。ただし、日本語教育の幅広い活動分野に一つの資格がなじむのか疑問が残る。海外では、CEFRに準拠するような教員資格など、言語教師能力認証が始まっているとも聞く。今回は、飽くまで日本語教師の初の資格としては良いが、今後海外の動向も参考により良い資格の在り方について改善に向けた検討も期待したい。

- 資質・能力の証明ができたとしても日本語教師の活躍の場が制限される状況では課題解決にならない。学校や夜間中学・夜間学校のような公的教育機関において公認日本語教師による教育が受けられるよう社会的環境やシステム構築につなげる仕組み作りも併せて必要である。

## 2. 制度の枠組み

### (1) 資格制度とは

- 日本語教育の専門性が公的に認められ、資格となることで、職業としての社会的な認知が向上し、処遇・雇用条件の改善につながることを期待できる。
- 資格制度の創設が今後研修制度とも関連して一層充実し、日本語教師の職階や職位とつながり、日本語教師のキャリアパスにつながることを期待する。
- 資格制度の創設により日本語教育機関の教育理念や内容・方法などが一定の方向性に収斂<sup>れん</sup>され、独自性が失われるおそれがあるのではないか。
- 今回の資格は主な対象を国内に限定すべきである。海外は英語圏、漢字圏その他で、教育事情や教師資格の条件などに違いがある。海外の学校等教育機関で活躍する日本語教師は、海外で養成・研修することが必要ではないか。
- 海外で活動している日本語教師への資格認定も、国内と分け隔てなく行われるようにすべき。

### (2) 資格取得の要件

- 試験と教育実習導入に賛成する。また、学士以上の要件についても社会的な認知の向上という観点から適切と考える。
- 日本語の教育能力のある非母語話者の日本語教師が世界各地で日本語教育に携わっていく時代であるから、国籍や母語などの要件は設定すべきではない。
- 年齢や国籍・母語を要件としないことについて理解できるが、外国人日本語教師の日本語コミュニケーション能力をどのように判断するのか検討が必要ではないか。

### (3) 試験制度及び登録の体制

- 指定試験実施機関の選定に当たっては、公平公正な選考をすべき。
- 指定試験実施機関・指定登録機関の要件を今後検討した上で、どのような機関となるのか、広く公開・公表してほしい。
- 指定試験実施機関において、試験合格者を把握していることから、同機関が指定登録機関となり、合格者の教育実習履修証明及び学士号を確認の上、登録できるようになるとよいのではないか。
- 公認日本語教師の情報を管理する登録機関は、教師の登録や、更新講習の管理などの限定的役割に特化し、利益相反になる民間企業が管理するような形にならないようにすべき。

### (4) 有効期限の設定

- 有効期限は10年が適当であると考え。日本語や日本語教育を取り巻く諸環境は時代と共に変化するものであり、有資格教師であっても一定期間ごとに研修を受ける必要があるからである。
- 知識、能力の維持と日本語教育業界における教育方法の変化スピードへの対応を考えると、10年という期間は長すぎる。3年若しくは5年程度が適正ではないか。制度開始時においては、10年を待たず5年程度から更新講習を受けられるようにしてはどうか。
- 資格の有効期限を設けることには反対である。日本語教師として働いている人も、人生の長い期間の中には、様々な事情で、一時的にその仕事を離れる人が多くおり、離れている期間に、有効期限が過ぎてしまった場合、復帰を妨げる要因にならないよう配慮すべきである。

### 3. 資格取得要件1：試験

#### (1) 受験資格

- 受験資格を設けないことについて賛同する。
- 大学や養成機関で学んでいない人が「多様な背景を有する，日本語教師を目指す者」として試験を受けるのが妥当である。若い世代だけでなく，社会人経験者や主婦，シニア世代など幅広い年齢層が資格取得を目指せるよう，様々なルートを準備していただきたい。

#### (2) 内容

- 知識の有無を測定する試験の合格を要件にするのには賛成。その場合，現在行われている日本語教育能力検定試験でよいのではないか。
- 日本語教師を増やす必要はあるが，それ以上に日本語教育の質が重要である。日本語教師の専門性を担保する一定のレベルを保つ試験は適当である。
- 日本語教育能力検定試験は，日本語教師に必要な専門的知識を問うために研究され実施されてきた試験であり，これに代わる試験を創設するよりも従来の試験を生かす方向で進めるのが良いのではないか。
- 生活者にも留学生，就労者，児童生徒に対しても現代社会において必要となるキャリア教育を必須の教育項目に加えるべきである。
- 必須の教育内容に示された項目をより実践的かつ知識偏重でないものにすべき。例えば実技試験あるいは日本語教師検定で実施しているような授業を見て，問題点を記述する試験を課すことも一案である。
- 試験合格を必須条件とすることには賛成だが，国家試験とするならば受験希望者に過度な負担を掛けない配慮が必要。複数地域で年数回実施など，受験機会が担保されるよう努めるべき。将来的にはオンライン受験ができるようにしてほしい。
- 試験実施には賛成するが，日本語教師を目指す人が前もって進学や就職のために準備できるよう移行期間をしっかりと確保してほしい。
- 日本語教育能力検定試験の内容を「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された「必須の教育内容」を踏まえて修正して活用するのが合理的ではないか。
- 日本語教育能力検定試験は，日本語教師の要件となる試験として歴史もあり，また内容も日本語教育に関する能力を測るには適切であるが，実技を伴わない点が問題であった。試験合格者が教育実習を履修した上で，その修了をもって資格授与という提案は望ましい。

#### 4. 資格取得要件2：教育実習

- (1) 教育実習実施機関及び指導時間
- (2) 内容
- (3) 指導方法
- (4) 教壇実習の指導時間及び対象

- 45 単位時間以上の教育実習履修を要件とすることに賛成。しかし、教育実習の質が担保される方策も検討することが必要である。
- 実践力を身に付けるには教育実習の時間として45単位時間では少なすぎる。また学習者5名以上では下限として少なすぎる。実際の授業を考えれば学習者10名以上、教壇実習は一人45分×2回程度、少なくとも80単位時間の教育実習を経験するように充実させるべき。
- 教育実習の履修を資格要件にすることには賛成であるが、教壇実習を一人45分とし、学習者5名以上に対する指導を行うことは現実的に難しいのではないか。高額な学費を払って学んでいる日本語教育機関の日本語学習者に対して教壇実習の練習台のような立場を要求する制度では形骸化<sup>が</sup>するおそれがある。
- 教育実習は必修にすべきだが、大学や高等教育機関、法務省告示日本語学校等に限定した上で、一定の期間を定め、当該期間での教育経験を教育実習の履修と見なせるようにしてはどうか。
- 教壇実習の対象となる学習者を「日本語を母語としない者を要件とする」というのは、理想的ではあるが、現実として難しいのではないか。
- 「日本語教育＝留学生教育」という考え方が根強くあるため、多様な日本語教師の活動分野における教育実習のモデル案も報告で示してほしい。
- 教育実習の指導方法について遠隔教育を利用しない理由を明確にして欲しい。特に海外の日本語学習者は遠隔教育で日本語を学んでいる者が多く、対面のみの実習を行うことで多様な日本語学習者への対応や知識を狭めていると考えざるをえない。教育とICTは「必須の教育内容」に盛り込まれているにもかかわらず、対面実習のみの選択肢しかないことで、ICTの知識を生かした多様な日本語教育の芽を潰す可能性があることについて理解し、改善を検討いただきたい。
- 教育実習実施機関は文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とし、これらの機関は、教育実習の一部を外部の日本語教育機関等と連携して実施することを可能とするという提案は評価できる。
- 国家資格であれば、実習費用等について、国でガイドラインを設けるなどし、適正な費用となるようにしてほしい。

## 5. 資格取得要件3：学士

- 国家資格を含む公的な資格を前提とするならば、専門家としての日本語教師に求められる資質・能力、養成終了段階に求められる資質能力を満たす上で、学士要件が必要であるという提案に賛成する。
- 質の高い日本語教師を、教員と並び、専門性のある職業として社会的認知を促進するためには試験による知識の担保に加え、教養として学士以上を求めることに賛成する。
- 日本語教師は日本語のみならず日本文化や日本社会全般に対する教養を持ち、教育者として多様化する学習者に対応するためには、柔軟な対応能力が必要である。これから活躍する日本語教師には、学士以上の要件が求められることに賛成する。
- 日本語教師は学校の教員と同じレベルの仕事であり、社会的にそう認められるようにすべきである。現職者は移行期間を設けた経過措置で救済することは当然であるが、今後日本語教師は社会的に高校卒業ではなく、大学卒業レベルの職業であることを示すことは処遇改善にもつながっていく。よって、学士をはっきりと条件にすることに賛成する。
- 世界の趨勢<sup>すうせい</sup>を見ても、教職に就く者として学士以上は必須の条件であると考える。
- 留学生や児童生徒あるいは高度人材のビジネスマンに日本語を教えることを考慮すると、学士以上であることは必要条件である。特に、小・中学校において今後日本語を教える場合、教職資格のない日本語教師は教職資格のある教員の助手のような存在になりかねないが、それでは教育効果は上がらない。小・中学校の教員と同等な資格、少なくともそれに準ずる資格と言うためには学士以上である必要がある。
- 指導をする対象が高学歴者である場合も多いため、賛成である。
- 日本語教師の資質・能力については、試験と教育実習によって担保されることとしているので、なぜ学士要件を求める必要があるのか。
- 現在学士要件を持たずに、高校・専門学校・短期大学を卒業し、日本語教育能力検定試験に合格した者は法務省告示基準の教員要件を満たすとされている。そのような者は、公認日本語教師として認められないのか。
- 公認日本語教師が国内外で活躍する日本語教師の国家資格となるのであれば、海外から日本語教育がどのようなレベルと見られるかは学位によって判断される部分もあると思われるため、学士が望ましい。ただし、短大卒業や高校卒業なども「准日本語教師」として段階を付けて可能としてはどうか。

- 学士の要否については，日本語教師を採用する教育機関側がその特性（日本語学習者の学習目的等）に応じて判断することではないか。
- 資格要件を大学卒業以上とすることは，資格制度創設の目的の（３）日本語教師の量の確保と（４）日本語教師の多様性の確保に反するのではないか。
- 多様な職業分野の専門性を有する人材，社会人を含む幅広い層に日本語教師を目指してもらうに当たり，学士以上を要求することがその妨げになる可能性がないか。
- 日本語教師の社会的位置付けを高め，処遇の改善につなげるためには，教員免許と同等の資格とすることが求められるため，学士要件を課すことは一定程度理解できる。学士を要求する公認日本語教師と，学士を求めない一般の日本語教師が明確に段階付けられるよう，制度として２種類の日本語教師が成立することも考えられないか。
- 海外の大学の卒業者も学士相当として認めていただきたい。
- 「日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることから」とあるが，学士がそのような能力を担保するものであるとは言えないのではないか。
- 国内外の教育機関で指導する場合は学士以上を必須とした方がいいであろうが，国内の生活者，就労者向けの機関においては学士以上でなくても務まると考える。個人の社会経験や職歴が豊かであれば指導者として貢献できるのではないだろうか。

## 6. 経過措置

- 現在の法務省告示基準の教員要件を満たす日本語教師が、公認日本語教師として登録できるという現在の提案に賛成する。
- 報告案では、現在の法務省告示基準の教師要件を満たす者に限り、「全員公認日本語教師に登録できる」「更新は10年後」「更新時に必要な内容についての講習を受講する」と理解した。是非この案で進めていただきたい。
- 賛同する。1(3)日本語教師の量の確保にある「潜在する日本語教育人材の掘り起こし」にもつながるものである。告示基準を満たすものの日本語教師として職に就いていない者も移行期間中に「公認日本語教師」として登録を行えるようにしていただきたい。
- 旧基準の教員要件を満たし、法務省告示校に勤務している者(3年以上の空白期間がない者)に対する救済措置を含めて、経過措置の対象とすべき。
- 基本は「現行の「告示基準の教員要件」を満たすもの」を経過措置の対象とすることでよい。しかし、教育力は実践力でもあることから、告示校での教師経験がある者となない者では、登録要件を別にした方が良いのではないか。例えば、告示校での教師経験がない者は、一定期間の教育実習を課すなどが考えられる。
- 日本語教育能力検定試験の合格が無駄になることがないように、経過措置を設けていただきたい。
- 近年の日本語学校の急増に伴い、教師数を確保するため資質を問わず採用する現状があることから告示基準を満たす日本語教師全てに公認資格を与えることには疑問を感じる。学士あるいは試験合格といった知識・技能の保証は必要ではないか。
- 現日本語教師も全員再試験を実施するようにすべきであり、経過措置や免除を認めるべきではない。なぜなら、旧要件では日本語教育の知識がなくても実務経験だけで教員要件を満たすとされていたため、質の担保が十分とは言えないからである。
- 新しい資格を10年更新とするならば、教員要件を満たしてから10年以上経過した日本語教師は、経過措置として無条件で登録されるのではなく、更新講習の受講を必須とすべきである。安易に経過措置を採るべきではないのではないか。
- 現在日本語教師を目指そうとする者が、新制度の開始時期等の経過措置の時期が明確に示されないために、養成研修を受講するか否か、日本語教育能力検定試験を受験するか否かの判断ができない状況に置かれていることは問題であり、できるだけ早く経過措置の内容及び移行期間を示すべき。

## 7. 更新講習の要件

### (1) 目的

- 日本語教師になってからは、研修受講を含む自己研鑽<sup>さん</sup>は個人に任されており、学校によっては研修の機会すら充実していないところもあるため、10年に一度でも公的機関により研修を義務化していただくことは大変有難い。
- 10年の更新期間と講習は非常に良い。有資格者でも日本語教師として教壇に立っていない者も多いため、彼らがいつでも現場復帰できるような仕組みがあれば、日本語教師の量の確保にも資すると考えられる。

### (2) 対象

- 現代は、インターネット等を活用して自主的に研鑽<sup>さん</sup>を積むことが容易であることから、更新講習については日本語教師として稼働していない者にのみ、受講を義務付けるべきではないか。
- 初任・中堅・主任研修等を受講した者については、負担軽減の観点から更新講習を免除してはどうか。
- 期限を過ぎた場合でも、資格は失効せず停止の状態となること、更新講習受講後に再度有効となるということについては、分かりにくいいため、説明が必要である。

### (3) 内容

- 更新講習の内容は、「必須の教育内容」を基本とするが、それ以外にも時代の変化に対応し、必要に応じて周辺科目を設定することも可能とすべき。
- 更新講習が実施される場合、どのような内容か、更新講習と現職者研修の内容はどのような関係になるのか、示すべき。
- 更新講習は、日本語教師としての授業経験時間数によって考慮されるとよい。授業経験がない者、非常勤と専任教師では、必要とされる講習は異なるはずだ。自分に必要な講習を選択できるようにするとよい。休職していた教師が復職する際、教育実習のような実践的な講習があるとよい。
- 資格更新は、現職者には相当の負担となることから、試験ではなく講習受講修了にとどめてほしい。
- 「一定時間以上の更新講習」とあるが、履修時間を修了基準とするのではなく、講習内容がどれだけ身に付いているかという修得度で判断すべき。

#### (4) 講習実施機関及び実施体制

- 受講料等の更新に係る費用に関しても受講が必須要件となるのであれば資格取得者に過度の負担とならないよう一定の配慮が必要である。
- 経済的，地域的格差等によって講習が受けられないことがないようオンラインで好きなときに学べる仕組みが設けられることが望ましい。
- 講習や使用する e ラーニング等教材については，質の保証についてきちんと国が管理できるような体制を望む。
- 海外在住者や，出産・育児・病気療養などで更新講習が受けられない場合の猶予などについても丁寧に検討してほしい。せっかく取得した資格が失効しないよう配慮すべきである。
- 一律の講習ではなく幅広い受講者に対応できる質の高い講習の実施体制構築が求められる。そのためには，更新講習を担当する講師に対する研修も検討されるべきである。
- 10年間の有効期限が過ぎる前に受講することとなっているが，初回の更新講習は3年～5年以内とするなどし，更新までの期間を短く設定した方が良い。初任者の場合，早めに講習を受けることで日々の授業を振り返る機会が得られ，それが教師の質を高めることや離職を防ぐことにつながるからである。
- ICT 技術などは短い周期でアップデートされるのだから，10年に一度ではなく，更新講習の期間は5年が適当ではないか。10年の中で定期的に学びの場を提供し，その中で一人ひとりに必要な講義を受講するなど，選択できるようにしたほうがいいのではないか。
- 日本語教師のスキルアップのための研修等は，業務を遂行する中でそれぞれの日本語教師や教育機関に委ねられているのが現状であり，そのことが日本語教育の質の低下を招く要因となっている。資格要件としての質の確保だけでなく，日本語教師の育成の観点から更新講習以外の現職者研修の機会も拡充すべきである。

## 8. 日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当か

- 外国人受入れの拡大に伴い、日本語教育は今後の国の在り方を左右する課題である。日本語教師は誰でもチャレンジできるが専門性が必要な職でもある。社会的認知を向上させるためにも国家資格としてほしい。
- 日本語教師のニーズが高まっているにもかかわらず、その社会的認知度は低く、例えば「日本人だから日本語を教えられるだろう。何か勉強しなければできないようなものなのか」などと質問されることがある。  
日本語教育の専門性の社会的な認知を踏まえた日本語教師の社会的地位向上のためにも、日本語教師の資格を公的な資格、国家資格とするべきである。その上で、学校や企業等における教育には有資格者が指導に当たれるようにすべきである。
- 公認日本語教師が国家資格となることは、外国人が国内で日本語を学ぶ環境の整備につながる。
- 公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計することが適当と考える。資格が、様々な日本語教育の場で提供される日本語教育の質を判断する目安となる。
- 日本語教師が専門的職業であることが周知され、専門性を生かして安定して働ける資格になってほしい。
- 公的資格は、主専攻修了者の若者や他の職業を経験した人生経験のある中高年、シニア、子育てが一段落した女性たちが仕事に就き、ある程度生活ができる保証となる資格であることが望まれる。そのために、公平な資格により専門的知識・指導能力があることを保証するものでなくてはならない。
- 地域日本語教室は今まではボランティアの善意によって支えられていたが、これからは「公認日本語教師」と地方公共団体が手を組み、質の高い日本語教育と在住外国人が地域で共生していくために必要な行政支援への窓口の役割を担うべきと考える。
- 日本語教師は、世界全体で見ると非母語話者教師が圧倒的に多く、彼らの教育能力や日本語知識などの方が、日本国内よりもばらつきが大きい。日本の医師の国家資格を保持していても、海外の医療機関で医師として正式に採用されるには、その国の医師免許を取得しなければならないのと同様に「公認日本語教師」は、日本国内における国家資格であることを明確にし、海外の教育現場に混乱が生じないように十分に注意する必要があると思う。
- 日本語教師の資格を国家資格化することは、日本語教師を目指す外国人の正当な能力証明になるものと期待する。

- 「公認日本語教師以外の日本語教育人材が求められる場で日本語を教えることを妨げるものではない。」とあるが、公認以外の日本語教師について何ら記載がないことは現場の混乱を招くおそれがあるのではないか。
- 公認日本語教師以外の日本語教師が、今回の資格創設により、日本語指導の場が一切奪われるようなことがあってはならない。そのことにも配慮した記載が求められる。
- 公立学校での外国籍等の児童生徒への日本語教育など、「公認日本語教師」の活躍の場について、明記されるべきである。
- 社会的な位置付けのイメージが分かりにくい。国民に公認日本語教師の活躍のイメージとして「公認日本語教師」の活動先として行政・企業・学校教育現場との連携の具体例を挙げるなどし、日本語教育になじみのない方々がイメージしやすく、公認日本語教師の必要性を感じるような示し方を工夫していただきたい。

## 9. その他（詳細な検討が必要な事項について）

### （1）試験について

（2. 制度の枠組み（3）試験制度及び登録の体制に記載）

### （2）更新講習について

（「7. 更新講習の要件」に記載）

### （3）試験免除等の措置について

#### ①【試験の免除を行うべきでない】

- 大学の養成課程のばらつきは大きい点，理論に偏る傾向が強い点，さらに日本語レベルが必ずしも高くない外国人留学生の増加から見れば，大学での専攻を試験免除とするのは問題である。
- 国家資格は日本語教師の質を保障していることを証明するためのものであり，全員試験を受けさせることが必要である。
- 日本語教師も学校教員と同様の免許制度を設けることが必要である。
- 4年制の大学卒業生がそのまま日本語教師として公認されるのは，非現実的。新卒でも，試験を受ける覚悟で教授法や実習を学んでほしい。社会経験もなく，ただ大学で勉強しただけで，試験免除で公認日本語教師となるというのは，日本語教師の質の確保及び多様性の確保の観点からも不適當。
- 現在の日本語教育の主専攻の在り方と，教員免許取得のためのカリキュラムの在り方は同一とは言えないので，主専攻であっても試験は必要。ただし，広い層の教師を確保することを視野に入れるのならば，試験の一部を免除することも可能ではないか。
- 単位数で日本語教育の専門的な知識を有しているか判断できない。ある大学では，日本語教師養成科目の講義は少なく，在籍教授の専門性の強い科目が多いなど大学によって必要な知識をどれほど学べるか現段階では統一的ではないため。
- 主専攻の方が必ずしも教育能力が高い人材を養成しうるということは言えない。副専攻でも，実習単位数を多くし，実際に教える体験の中から理論の学習に戻って実践と理論を有機的に結び付けている。日本語教育課程担当教員数にも限りがあり，主専攻は年々少なくなってきており，日本語教育機関の採用では，主専攻と副専攻による優劣はなく，【副専攻以上】が基本となっている。主専攻と副専攻を同等に扱うことが望ましい。

- 習得度を客観的な指標で測り教育能力を証明する必要がある。試験によって得られる資格は、質の保証となり、ひいては、日本語教師の社会的立場の向上にもつながる。
- 大学で日本語教育を主専攻、副専攻された方の数、及びその中で現在どれだけの人が日本語教師として活躍しているか、また、民間の養成講座出身者数と就職数はどうかなどを集計し、検討すべき。
- 基本的には一律に試験を受け合格した者とすべき。大学間での教育内容のばらつきは大きく、大学の養成課程を修了しただけでは質の保証は難しい。
- 主専攻のみ試験免除とするのは、主専攻を持つ大学が特権化することにつながり、ひいては大学と社会の乖離<sup>かいり</sup>につながるおそれがある。多様な学習者に対するためには、多様な人材が日本語教育の世界に来てくれることが望ましい。「公認日本語教師」という名前の重みからすれば、試験免除はなくてもよく、きちんと勉強した人ならば合格できる、透明性の高い試験が必要。
- 主専攻であっても各大学で多様な取組がされていること、学校教員とは採用過程が異なることを考えると、「教員採用試験」の代わりとなるものとして一定の試験を課すことは理にかなっている。
- 大学主専攻の試験全部免除については、大学の学生確保及び存続のための措置であるかのように誤解されないか。
- 「日本語教師の養成に係る昭和60年報告『日本語教員の養成等について』からの歴史を踏まえ、位置付けを正当に評価する必要があるのではないか」という提案は理解しがたい。その修了者である経験のない新卒の新人が現場に入っても「指導的教員又は教員の養成にあたる者」という役割を果たすことはできない。歴史を踏まえるよりも現実を踏まえるべき。
- 一定の質を担保するためには、他の多くの資格試験と同様に、試験を充実させればよい。大学や民間の養成講座は「合格率の高さ」という実績で、学生を集められる道を目指すべきである。昨今の学校教育への民間人の登用にも見られるように、教師の多様性は、その人間の人生・キャリアの多様性に裏打ちされている場合が多い。
- 日本語学校には様々な専門性を持ち、年齢的にも幅広い教師がおり、日本語教師の多様性は日本語学習者の進路の決定、教養の増進などに大いに貢献している。こうした多様性の確保を保つ上で、資格試験は候補者の質を客観的に保証するため必要である。
- 日本人であっても、日本語力（文法力、読解力）が低い者が課程修了だけをもって日本語教師になれば、それは学習者にとって不利益である。資格試験を設けることは一定の知識を習得したことを担保することができるため有効である。

- 教員免許と同様に大学の主専攻は試験免除としてはどうかという意見に対し、教員免許の場合は教員採用試験の受験があることを考慮すると一律に考えることはできない。
- 日本語教師となるために習得すべき内容が幅広く1回の試験では測りきれないのではないかということは業界関係者であれば分かるが、それが社会的に理解されるか。制度設計としては、「公平・公正か」という観点で見られるかが大切ではないか。
- 日本語教師という職業の中身についての社会的認知や専門性についての社会的評価が十分ではない中で、一律の国家試験を課すことなく、大学の日本語教員養成課程を修了した者であれば一律に試験を免除してしまうと、公認日本語教師になるためのハードルを下げ、ひいては公認日本語教師のステータスを下げることにならないか。

## ②【試験の一部免除を検討してはどうか】

- 文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了者の多くが法務省告示で定める日本語教育機関の教員となっているという実績、旧来から現在にいたるまでのノウハウの蓄積に鑑みて、一部免除をするのが妥当ではないか。
- 一部の大学や養成機関の利益誘導にならないよう、特に慎重に検討してほしい。一部免除にするのであれば、シラバスや評価基準を提出させるなど、厳格なルールを決めてほしい。
- 大学の日本語教育課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修の修了者に対しては、一定の教育内容を満たす条件を満たす場合に限定した上で、試験の一部を免除することにより、多様な教員養成ルートを残すことになり、業界の多様性を維持することにつながるのではないか。
- 免除の在り方等は今後新試験の詳細を検討する際に議論すればよいが、一部免除あるいは全部免除の可能性を残すことは、日本語教師養成機関の質の向上と日本語教育の専門家の雇用の道を促進する観点から重要ではないか。

## ③【試験の全部免除を検討してはどうか】

- 大学については、適切なカリキュラムが設定され、内部での試験も公正に行われるという前提で主専攻では全部を免除してもよいのではないか。
- 試験免除にならないと、日本語教育を主専攻として設置している大学は、大学の授業課程において試験対策を求められることが懸念される。試験内容が日本語教師が知っているべき知識であったとしても試験合格を目標に掲

げればそれは大学で開講されるべき専門科目ではなく、試験対策講座となる。それは大学の教育ではない。

- 主専攻で勉強をしたにもかかわらず、資格が得られないというのは、大学の提供するロードマップとして破綻することになり、大学での学びへの過小評価であるとともに、大学の主専攻の存在意義を不明確にし、大学の主専攻の存在意義を曖昧あいまいにするおそれがある。
- 日本語教育専攻者に対して試験を免除することは、大学の日本語教育や日本語教育研究の重要性への認識を高め、日本語教育分野の更なる充実を図る上で重要。ただし、全ての大学、大学院ではなく、一定条件を満たした大学にする必要がある。
- 試験の免除に関して、主専攻と副専攻を区別するべきではないかという意見があるが、必ずしも主専攻（＝単位数を多く履修しているもの）の教育能力がより高いということには当たらない。主専攻を置く大学は年々少なくなってきているが、日本語学校の採用では、主専攻と副専攻による優劣はなく、【副専攻以上】がベースとなっているため、主専攻と副専攻を同等に扱うことが望ましい。
- 大学の課程認定の導入は慎重にすべき。日本語教育学を専門とする教員は1～2名という大学も多く、一部を除き課程認定への対応は困難である。

#### （４）指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割について

##### （２．制度の枠組み（３）試験制度及び登録の体制に記載）

### 【日本語教師の処遇について】

- 社会的に認められる資格とし、職業選択につながりやすくするのであれば、待遇面の整備が進むよう助成や政策誘導していくことも必要ではないか。
- 大学教育者も同課程で勉強する学生に日本語教育機関での就業を勧めないという実態がある。日本語教師の量を確保するためには、日本語教師の待遇面の改善を図ることなしで成り立つことはない。待遇面の改善には、一定の基準を満たした機関を差別化し自治体などの管理の下、補助金制度など、日本語教師の待遇面の改善が必要ではないか。
- 学習者側に教育水準を担保することと同時に、教師側にとっても単なる免許証の交付で終わらず、日本語教育を<sup>なりわい</sup>生業とすることで一定の生活水準を維持できるようにならなければ、教師の質、量の確保は難しい。
- 資格制度ができて教員の量の確保は待遇改善がされなければ実効性に乏しい。
- 提案された公認日本語教師は、養成段階を終え、日本語教師という職に就くための基礎的な資質、能力を証明する資格であるが、今後は、主任や中堅日本語教師等の熟達した教師能力を証明する資格の創設も望まれる。資格が待遇改善につながるには、資格という要素以外の制度的、社会的な構造上の問題が解決される必要がある。熟達者のスキルを証明することは待遇改善に直結する効力があると考ええる。

### 【日本語教師資格の今後について】

- 「高度公認日本語教師」など公認日本語教師資格を基礎資格としてより高度な専門性を規定する資格にしていくなど将来的にも検討する余地を残しておくとうい。
- 収入面の不満から理想論を掲げる意見も多いが、飽くまで外国人児童生徒や外国人労働者等、日本語力が不足していることで不利益を被っている多くの外国人のサポートをこの「公認日本語教師」設立の第一の目的とし、本当の意味でのプロフェッショナルを地道に、そして着実に育成していく行政にしかできない仕組み作りをお願いしたい。
- 多様なニーズと背景を持つ日本国内外の学習者について一つの「公認日本語教師」の資格で事足りるとすることはできないだろう。年少者教育は、専門性の高い分野なので、この「公認日本語教師」資格に加えて「年少者日本語教育の専門資格」を早急に設けるべきはないか。日本語教育の対象者が細分化された「専門日本語教師」のような追加資格があるのも良いだろう。

- 今後、日本語教育の専門家としてより高い専門性を生かし、養成段階、新任日本語教師の育成や、他分野と連携してネットワークを作ることができるなどの知識、経験、学歴（日本語教育分野の修士等）を持つ人に対しては、今回創設される新しい資格とは別に「日本語教育専門家」としての段階的な資格の創設を期待したい。

### 【日本語教育機関・養成機関に対する改善要望】

- 国家資格化もいいが、労働環境の整備とそろってはじめて、日本語教師の「質」と「量」を確保する車の両輪となる。
- 現行制度内での初任者、中堅研修、主任研修の充実を図るとともに日本語教育機関の安定的な経営環境整備が最重要課題である。
- 民間の日本語教師養成機関に対する質の管理は届出制では十分とは言えないのではないか。認可制とし、定期的な確認等も実施すべき。
- 日本語教員の資格問題を考えるより先に、日本語教員を雇用する日本語教育機関を改善する必要があると思う。
- 多様な日本語教師養成を目指すなら、教育学部、その他学部の教職課程がある大学は、日本語教育主専攻・副専攻を別物とするのではなく、必要単位を認定しあったり、共通して必要と考えられる内容については必要履修科目を共通化するなどして、学校教育でも日本語教育でも活躍できる人材を育てるべきではないか。
- これからの多様な現状に合わせた各種研修を実施することが現実的ではないか。そのためには、研修実施者の資質・能力等の検討が必要になるが、そういった日本語教育施策の基盤となる調査や研究を実施する公的な研究機関の創設が不可欠である。特に研修は、研修を本務とする集団が実施しなければ効果は期待できない。
- 地方には、日本語教師養成課程や研修がない地域が多い。大学や養成講座がない地方でも日本語教育に関する専門的な勉強ができるよう、通信による養成や大学等の課程設置を支援する施策を実施すべきではないか。
- 日本語教師の資質・能力にばらつきが生じている一因として、養成する側の資質・能力のばらつきがある。養成講座・更新講習を担当する人材の養成、並びに質的・量的確保についても検討すべき。

### 【その他】

- 審議会に日本語教師養成研修関係者が少ないのではないかと委員人選のバランスに配慮すべき。
- 日本語教師の質の向上と同時に日本語教師を雇用する教育機関の質の向上に対する取組も併せて必要である。

以上